

現行（令和2年3月20日まで）	改正（令和2年3月21日以降）
<p data-bbox="174 272 367 304">E予約専用会員</p> <p data-bbox="327 371 918 403">エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約</p> <p data-bbox="584 469 663 501">（前略）</p> <p data-bbox="141 564 584 596">第30条（本規約等<u>およびその</u>改定）</p> <p data-bbox="141 612 1104 692">1. 本規約は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。</p> <p data-bbox="141 708 1104 836">2. <u>本規約等の内容は、当社HP上への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他両社が適当と認める方法により通知するものとし</u>ます。</p> <p data-bbox="141 852 1104 1075">3. <u>将来本規約等が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみな</u>します。なお、本規約等と相違する他の規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとし</p> <p data-bbox="568 1190 674 1222">（以下略）</p>	<p data-bbox="1160 272 1352 304">E予約専用会員</p> <p data-bbox="1317 371 1908 403">エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約</p> <p data-bbox="1570 469 1648 501">（前略）</p> <p data-bbox="1133 564 1464 596">第30条（本規約等の改定）</p> <p data-bbox="1133 612 2096 692">1. 本規約<u>等</u>は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。</p> <p data-bbox="1133 708 2096 1123">2. <u>両社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約等を改定し（本規約等と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約等に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとし</u>ます。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、<u>その他会員に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとし</u>ます。なお、本規約等と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとし</p> <p data-bbox="1554 1190 1659 1222">（以下略）</p>

(精算業務等の委託に関する特約)

(前略)

第7条 (本特約の改定)

本特約が改定され、JCB または JR 東海のいずれかがその内容を書面その他の方法により法人会員に通知した後に業務受託者が精算業務を行った場合、法人会員は当該改定内容を承認したものとみなします。

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約

第1条 (概要)

1. 本規約は、「エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約」(以下、「カード会員規約」という。)で定める東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)がカード会員規約に定める法人会員(以下、「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス(以下、「本サービス」という。)の取扱いについて定める。

なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者(以下、「カード使用者」という。)に周知する義務を負う。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。

2. 本規約の内容は、エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以

(精算業務等の委託に関する特約)

(前略)

第7条 (本特約の改定)

削除

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約

第1条 (概要)

1. 本規約は、「エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約」(以下、「カード会員規約」という。)で定める東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)がカード会員規約に定める法人会員(以下、「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス(以下、「本サービス」という。)の取扱いについて定める。

なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者(以下、「カード使用者」という。)に周知する義務を負う。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。

2. 本規約の内容は、エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、

下、「当社 HP」という。)等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとする。

3. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員およびカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用) に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。

4. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

(中略)

#### 第 10 条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口 (以下、「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 1 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)」(以下、「IC 規約 (E 予約専用)」という。)の定めにより当社が貸与する EX-IC カードまたはカード会員規約第 3 条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社の駅窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。

「当社 HP」という。)等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとする。

3. (削る)

4. (削る)

(中略)

#### 第 10 条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等 (以下、「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 1 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のための符号 (QR コード及び 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。)を発行するものとする。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)」(以下、「IC 規約 (E 予約専用)」という。)の定めにより当社が貸与する EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることがで

3. 第 1 項の乗車券類の受取期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。

(中略)

#### 第 21 条 (反社会的勢力の排除)

1. 法人会員、カード使用者、管理責任者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

(中略)

きるものとする。

3. 第 1 項の乗車券類の受取期間および第 2 項の受取コードの有効期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。

(中略)

#### 第 21 条 (反社会的勢力の排除)

1. 法人会員、カード使用者、管理責任者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

(中略)

#### 第 22 条 (本規約の改定)

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し (本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとする。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社 HP 等で公表するものとする。

(約定支払日の取扱いに関する特約)

(前略)

第3条 (本特約の変更)

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にエクスプレス予約コーポレートサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の特約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

(以下略)

#### JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)

第1条 (総則)

- 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス (E 予約専用) 規約」(以下、「EX予約コーポレート規約 (E 予約専用)」といいます。)の附則とし、EX予約コーポレート規約 (E 予約専用) と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
- 本規約第2章 (EX-IC サービス)、第3章 (付帯サービス)、第4章 (サー

(約定支払日の取扱いに関する特約)

(前略)

第3条 (本特約の変更)

削除

(以下略)

#### JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)

第1条 (総則)

- 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス (E 予約専用) 規約」(以下、「EX予約コーポレート規約 (E 予約専用)」といいます。)の附則とし、EX予約コーポレート規約 (E 予約専用) と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。

ビスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め）及び第6章（EX-IC携帯電話機）、ならびに、第2章、第3章、第4章及び第6章に関連する本規約上の一切の条項については特約条項とし、当社所定の同意書により同意を行った法人会員に限り適用するものとします。

3. 「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」といいます。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」といいます。）に本規約を周知する義務を負います。

（中略）

### 第3条（本規約の変更）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、第2章、第3章、第4章及び第6章についてはカード使用者の1人が変更後にEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、それ以外の各章についてはEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-ICカードを使用してEX予約コーポレート規約（E予約専用）第10条に定める受取を行ったことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。

（以下略）

### 2. （削る）

2. 「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」といいます。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」といいます。）に本規約を周知する義務を負います。

（中略）

### 第3条（本規約の変更）

1. 当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社HP」という。）等で公表するものとします。

（以下略）

E予約専用W会員

エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約

（前略）

第30条（本規約およびその改定）

1. 本規約は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。
2. 本規約等の内容は、エクスプレス予約HP等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他両社が適当と認める方法により通知するものとします。
3. 将来本規約等が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約等と相違する他の規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

（精算業務等の委託に関する特約）

（前略）

E予約専用W会員

エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約

（前略）

第30条（本規約およびその改定）

1. 本規約等は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。
2. 両社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約等を改定し（本規約等と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、また、会員に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。なお、本規約等と相違する他の規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

（精算業務等の委託に関する特約）

（前略）

第7条（本特約の改定）

本特約が改定され、JCBまたはJR東海のいずれかがその内容を書面その他の方法により法人会員に通知した後に業務受託者が精算業務を行った場合、法人会員は当該改定内容を承認したものとみなします。

（以下略）

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）で定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いについて定める。なお、法人会員は本規約の内容について、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知する義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には当社に対し、一切の責任を負うものとする。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。

（中略）

5. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更

第7条（本特約の改定）

削除

（以下略）

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）で定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いについて定める。なお、法人会員は本規約の内容について、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知する義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には当社に対し、一切の責任を負うものとする。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。

（中略）

5. (削る)



した場合、法人会員およびカード使用者が本サービスまたはEX-ICサービス（E予約専用W）規約に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。

6. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

(中略)

#### 第10条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「EX-ICサービス（E予約専用W）規約」（以下、「IC規約（E予約専用W）」という。）の定めにより東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）が貸与するEX-ICカードまたはカード会員規約第3条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社のみどりの窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。

6. （削る）

(中略)

#### 第10条（受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のための符号（QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取りコード」という。）を発行するものとする。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「EX-ICサービス（E予約専用W）規約」（以下、「IC規約（E予約専用W）」という。）の定めにより東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）が貸与するEX-ICカードまたは受取りコードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社のみどりの窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
3. 第1項の乗車券類の受取期間および第2項の受取りコードの有効期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車

<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第 24 条 (誓約事項等)</p> <p>1. 法人会員は、カード会員規約に定める契約（以下、「本契約」という。）締結時および将来にわたって、カード会員規約に定める会員、カード使用者および管理責任者等（以下、「会員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないことを誓約する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>券類の受取等を行うことができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第 24 条 (誓約事項等)</p> <p>1. 法人会員は、カード会員規約に定める契約（以下、「本契約」という。）締結時および将来にわたって、カード会員規約に定める会員、カード使用者および管理責任者等（以下、「会員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないことを誓約する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第 25 条 (本規約の改定)</p> <p>当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとする。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、法人会員およびカード使用者に対して、改定の都度、当社ホームページまたは JR 東海のエクスプレス予約ホームページ (<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>) 等で公表するもの</p>
---	---

<p>(約定支払日の取扱いに関する特約)</p> <p>(前略)</p> <p>第3条 (本特約の変更)</p> <p><u>1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本特約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にエクスプレス予約コーポレートサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の特約に同意したものとみなす。</u></p> <p><u>2. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><b>EX-IC サービス (E 予約専用W) 規約</b></p> <p>(前略)</p> <p>第3条 (本規約の変更)</p> <p>1. 当社は、<u>事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本規約を</u></p>	<p>とする。</p> <p>(約定支払日の取扱いに関する特約)</p> <p>(前略)</p> <p>第3条 (本特約の変更)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(以下略)</p> <p><b>EX-IC サービス (E 予約専用W) 規約</b></p> <p>(前略)</p> <p>第3条 (本規約の変更)</p> <p>1. 当社は、<u>民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し (本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定め</u></p>
---	--

更した場合、第2章、第3章および第4章についてはカード使用者の1人が変更後にEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-ICカードを使用したことをもって、それ以外の各章についてはEX-ICサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用、もしくはEX-ICカードを使用してEX予約コーポレート規約（E予約専用W）第10条に定める受取を行ったことをもって、法人会員およびカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなす。

(以下略)

提携コーポレート会員（JCB）

JCB エクスプレスカード会員規約

提携コーポレート会員（三井住友）

三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約  
(三井住友カード株式会社およびその提携するカード発行会社用)

提携コーポレート会員（UC）

UC エクスプレスコーポレートカード会員規約

提携コーポレート会員（MUFG）

MUFG カードエクスプレスコーポレート会員規約

ることを含む。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとする。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたいうえで、法人会員およびカード使用者に対して、改定の都度、当社ホームページまたはJR東海のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) 等で公表するものとする。

(以下略)

提携コーポレート会員（JCB）

JCB エクスプレスカード会員規約

提携コーポレート会員（三井住友）

三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約  
(三井住友カード株式会社およびその提携するカード発行会社用)

提携コーポレート会員（UC）

UC エクスプレスコーポレートカード会員規約

提携コーポレート会員（MUFG）

MUFG カードエクスプレスコーポレート会員規約

提携コーポレート会員 (DC)

DC エクスプレスコーポレートカード (個別払い方式) 会員規約

DC エクスプレスコーポレートカード (一括払い方式) 会員規約

提携コーポレート会員 (TF)

TS CUBIC エクスプレスコーポレートカード会員規約

※各規約共通

(前略)

第 14 条 (規約の改定 ならびに承認)

本規約が改定された場合は、JR 東海またはカード会社がその内容を通知または公告した後に、法人会員およびカード使用者がカードを利用したときは規約の改定を承認したものとみなします。

提携コーポレート会員 (AMEX)

アメリカン・エクスプレス®・JR 東海エクスプレス・コーポレート・  
カード会員規約

提携コーポレート会員 (DC)

DC エクスプレスコーポレートカード (個別払い方式) 会員規約

DC エクスプレスコーポレートカード (一括払い方式) 会員規約

提携コーポレート会員 (TF)

TS CUBIC エクスプレスコーポレートカード会員規約

※各規約共通

(前略)

第 14 条 (規約の改定)

両社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し (その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。

提携コーポレート会員 (AMEX)

アメリカン・エクスプレス®・JR 東海エクスプレス・コーポレート・  
カード会員規約

(前略)

第 16 条 (規約の改定 ならびに承認)

本規約が改定された場合は、JR 東海またはカード会社はその内容を通知または公告した後に、法人会員およびカード使用者がカードを利用したときは規約の改定を承認したものとみなします。

提携コーポレート会員 (JCB)

エクスプレス予約サービス (JCB) に関する特約

提携コーポレート会員 (三井住友)

エクスプレス予約サービス (三井住友エクスプレスコーポレートカード) に関する特約  
(三井住友カード株式会社およびその提携するカード発行会社用)

提携コーポレート会員 (UC)

エクスプレス予約サービス (UC コーポレート) に関する特約

提携コーポレート会員 (MUFG)

エクスプレス予約サービス (MUFG カード コーポレート) に関する特約

提携コーポレート会員 (DC)

エクスプレス予約サービス (DC コーポレート) に関する特約

(前略)

第 16 条 (規約の改定)

両社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し (その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができます。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定め、たうえて、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。

提携コーポレート会員 (JCB)

エクスプレス予約サービス (JCB) に関する特約

提携コーポレート会員 (三井住友)

エクスプレス予約サービス (三井住友エクスプレスコーポレートカード) に関する特約  
(三井住友カード株式会社およびその提携するカード発行会社用)

提携コーポレート会員 (UC)

エクスプレス予約サービス (UC コーポレート) に関する特約

提携コーポレート会員 (MUFG)

エクスプレス予約サービス (MUFG カード コーポレート) に関する特約

提携コーポレート会員 (DC)

エクスプレス予約サービス (DC コーポレート) に関する特約

<p>提携コーポレート会員 (TF)</p> <p>エクスプレス予約サービス (TS CUBIC コーポレート) に関する特約</p> <p>提携コーポレート会員 (AMEX)</p> <p>エクスプレス予約サービス (アメリカン・エクスプレス・コーポレート) に関する特約</p> <p>※各規約共通</p> <p>第1条 (概要)</p> <p>(前略)</p> <p>3. 当社は、<u>事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、法人会員及びカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約 (提携コーポレート会員用) に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第4条 (利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等)</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境について</p>	<p>提携コーポレート会員 (TF)</p> <p>エクスプレス予約サービス (TS CUBIC コーポレート) に関する特約</p> <p>提携コーポレート会員 (AMEX)</p> <p>エクスプレス予約サービス (アメリカン・エクスプレス・コーポレート) に関する特約</p> <p>※各規約共通</p> <p>第1条 (概要)</p> <p>(前略)</p> <p>3. 当社は、<u>民法の定めに従い法人会員およびカード会員と個別に合意することなく、本特約を改定し (その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとし</u> <u>ます。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、たうえて、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ (<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>) (以下、「当社HP」という。) 等で公表するものとし</u> <u>ます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第4条 (利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等)</p> <p>1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境について</p>
--	--

は、当社のエクスプレス予約ホームページ (https://expv.jp/) (以下「当社 HP」という。) 上により周知するものとします。

(中略)

#### 第 11 条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口 (以下「受取窓口」という。) において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 2 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、カード又は EX-IC カードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければなりません。ただし、当社の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によることのできるものとします。
3. 第 1 項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約 (提携コーポレート会員)

は、当社 HP 上により周知するものとします。

(中略)

#### 第 11 条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等 (以下「受取窓口」という。) において、当社が別に定める方法により、第 8 条第 2 項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号 (QR コード及び 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。) を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、カード使用者の EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければなりません。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることのできるものとします。
3. 第 1 項の乗車券類の受取期間および第 2 項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

(以下略)

JR 東海 EX-IC サービス規約 (提携コーポレート会員)



(前略)

第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にEX-ICサービス又は付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。

(中略)

第6条 (利用環境、受付期間、受付時間)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下「当社HP」という。)により周知するものとします。

(以下略)

(前略)

第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード会員と個別に合意することなく、本規約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、「当社HP」という。) 等で公表するものとします。

(中略)

第6条 (利用環境、受付期間、受付時間)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HPにより周知するものとします。

(以下略)